

小山市公告第 号
令和7(2025)年 5 月 1 日

小山市学校跡地活用検討支援業務委託 簡易公募型プロポーザル実施要領

表記のことについて、以下のとおり簡易公募型プロポーザル方式による提案者を募集するので、公告します。

小山市長 浅野 正富

1 実施目的

小山市が実施する「小山市学校跡地活用検討支援業務」をより効果的、効率的に進めるため、企画提案を基に最適な事業者を特定することを目的に簡易公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- | | |
|------------|--|
| (1)業務委託名 | 小山市学校跡地活用検討支援業務 |
| (2)委 託 箇 所 | 旧小山市立豊田北小学校(小山市大字大本808)
旧小山市立網戸小学校(小山市網戸 1514) |
| (3)業 務 内 容 | 「小山市学校跡地活用検討支援業務委託 仕様書」のとお
り
※本仕様書は現時点での予定を示したものであり、提案内容に
応じて受注者と協議のうえ契約時に仕様を変更することがある。 |
| (4)履 行 期 間 | 契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日(水)まで |
| (5)提案限度額 | 5, 000千円(消費税及び地方消費税を含む) |

3 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1)法人格を有する事業者であること。単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループでの参加もできる。この場合はグループを代表する事業者を定め、代表事業者は(1)～(7)全ての要件を満たし、代表事業者以外は(1)～(6)の要件をすべて満たしていることとする。

(2)参加事業者(グループで応募の場合は全事業者)は、令和 7、8 年度小山市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、入札参加資格を有していない場合は、令和7年5月末日までに小山市契約検査課へ小山市物品購入等入札参加資格の随時登録申請を行うこと。

(3)小山市建設工事等請負業者指名停止規準による指名停止を受けていないこと。

(4)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(5)会社更生法(平成14年法律第154号)第24条第1項に基づく再生手続き開始の申立ての手続きをしている事業者でないこと。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。

(7)本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識・能力を有する人員を配置できること。

4 事業者選定等に係るスケジュール

内容	日程
(1)実施要領等の公表	令和7年 5 月 1 日(木)
(2)質問書の受付	令和7年 5 月 1 日(木)～5 月 19 日(月)
(3)現地見学会	旧豊田北小:令和7年 5 月14日(水) 旧 網 戸 小:令和7年 5 月16日(金)
(4)質問書の回答	令和7年 5 月 23 日(金)
(5)参加表明書・企画提案書の 提出期間	令和7年 5 月 26 日(月)～6月4日(水)
(6)書類審査・面接審査	令和7年 6 月 13 日(金)
(7)審査結果の通知	令和7年 6 月中旬
(8)契約	令和7年 7 月中旬

(1)実施要領等の公表

- ①公表日:令和 7 年 5 月 1 日(木)
- ②公表場所:市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。

(2)質問書の受付

- ①提出期間:令和 7 年 5 月 19 日(月)午後 5 時 15 分時点で到着が確認できたもの。
- ②提出方法:質問書(様式 1)に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。

(3)現地見学会

- ①開催日:旧小山市立豊田北小学校 令和 7 年 5 月14日(水)
旧小山市立網戸小学校 令和 7 年 5 月16日(金)
- ②開催時間:各日 午前 10 時からまたは午後 1 時 30 分から選択。
- ②内容:対象施設内を見学する。見学時間は1時間程度。
- ③参加申込方法:下記 URL または二次元コードから令和 7 年 5 月 9 日(金)正午までに申し込みを行うこと。電話での申込は受け付けない。

URL:<https://logoform.jp/f/BncXH>



④注意事項:現地見学会参加の有無に関わらず、本プロポーザルに参加を予定している事業者が現地見学会以外に個別に訪問することは禁止する。

(4)質問書の回答

①回答期日:令和 7 年 5 月 23 日(金)

②回答方法:市ホームページに公表する。個別回答は行わない。

(5)参加表明書・企画提案書の受付

①提出期間:令和 7 年 5 月 26 日(月)～6 月 4 日(水)

②提出場所:理財部 資産経営課(市庁舎6階)

③提出方法:資産経営課へ持参又は郵送によること。

※持参の場合は土日祝日を除く、午前9時～午後5時までとする。また、郵送の場合は簡易書留又は特定記録郵便に限る。

④参加辞退:参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

⑤提出書類:以下のとおりとする。

提出書類		様式	部数
参加表明書	参加表明書	様式2	原本1部
事業者概要・業務実績等に関する書類	・事業者概要 ・業務実績等 類似の委託実績について、どのように携わったのか。また、提示できる業務実績は最大 5 件までとする。 ・その他(会社案内・パンフレット等)	様式3	原本1部 副本 5 部
企画提案書	【特定テーマ】 ①本市の背景や現状を踏まえた提案か ②サウンディング型市場調査の実施に向けてどのような手法で広報や参加民間事業者の開拓等を行うか等 ③独自提案	任意様式 (A3×2枚) (片面印刷)	原本1部 副本 5 部
	・実施手順及び工程計画		
見積書	・見積書 「小山市学校跡地活用検討支援業務」の見積もりで、作成日、発行元(社名・代表者名)、発行先(小山市長)及び金額(税抜・税込)が明記されていること	任意様式 (A4) (片面印刷)	原本1部

※様式3、任意様式の副本には参加事業者名を記入しないこと。

※企画提案書は特定テーマ、実施手順及び工程計画の4項目をA3×2枚(片面印刷)にまとめること。配分は自由とするが、項目を混同せず各々の範囲がわかるよう作成すること。

5 審査

(1)審査方法

市職員4名を委員として設置する審査委員会において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション及び質疑応答)を実施のうえ、審査基準に基づき、最高合計評価点を獲得した者を最優秀提案者として特定する。評価点が同点の場合は、再議を行い委員の多数決により決定する。

(2)面接審査

面接審査は、令和7年6月13日(金)午後に市役所本庁舎会議室にて下記の要領で行う。集合時間等については参加者に別途通知をする。

- ①出席者は本業務の責任者及び担当者による3名以内とする。
- ②進行は、説明20分程度、質疑10分程度を予定しているが、詳細は別途通知する。
- ③説明には、提出した企画提案書のみを使用する。企画提案書は提出したもの又は要約したものを使用することとし、資料の追加は認めない。
プロジェクターを使用しての説明は可とする。(プロジェクターを利用する場合、パソコンは参加者が用意すること。プロジェクター、スクリーン、ケーブル(HDMI)は市で用意する。)
- ④面接審査に出席しない参加者は失格とする。ただし、災害や感染症の流行等による不可抗力の事態の救済措置については別途通知する。

(3)審査基準

審査基準については、別紙「小山市学校跡地活用検討支援受託者選定審査基準」を参照。

(4)結果の通知

審査結果は、事業者には通知するとともに、プロポーザル参加者数、特定した事業者の名称等を市ホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

6 契約

特定した事業者と企画提案書の内容を基に仕様書等の協議を行い、見積書の金額を基に随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

7 提案に関する留意事項

(1)提案書に関する事項等

- ①提出書類は返却しない。
- ②提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ③提出書類は本件の選考以外、提出者に無断で使用しない。
- ④企画提案者は1者1提案とし、提出後の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤企画提案書に記載したものは、やむを得ない特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- ⑥参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、小山市は審査結果を公表する場合、その他必要と認める場合には提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- ⑦企画提案書作成のために閲覧した資料は、小山市の許可なく公表・使用することは出来ない。

(2)失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出方法、提出先、提出期限が異なるとき。
- ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤その他、小山市が不適格と認めたもの。

(3)その他

- ①公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合又は適切な事業者を特定できないと判断される場合は、審査を中止することがある。
- ②この要領に定めるもののほか、必要な事項は小山市が別に定める。

8 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 市庁舎6階
小山市役所 理財部 資産経営課 公共施設マネジメント係
TEL:0285-22-9828/FAX:0285-22-8972
メール:d-shisankeiei●city.oyama.tochigi.jp
※ ●を@に変更